

# 特定技能制度の既存の分野別運用方針（介護分野）に関する有識者会議の主な御意見

## 委員の御意見

介護する側・される側双方のリスクを避けるために、特に介護現場での実務経験が浅い人については、基本的に2名以上の訪問を義務付けるべき。

## 委員の御意見

訪問介護では、施設介護より高い能力が求められることから、日本語要件の厳格化、介護施設での就労経験と同行支援の義務化などといった訪問介護の固有要件を分野別運用方針に明示すべき。

## 委員の御意見

業界団体等からの要望や「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」での議論をもとに、今回の改正に至ったことはわかるが、特定技能外国人がトラブルに遭遇した場合に、その事実を早期に発見するための日常的なコミュニケーションや相談体制の構築、その後の特定技能外国人への配慮や柔軟な訪問先変更といった対応がこれまで以上に重要である

## 分野別運用方針の修正

「特定技能所属機関は、介護職員初任者研修課程等を修了し、実務経験等（※）を有する1号特定技能外国人のみを訪問介護等の業務に従事させる」ことを明記。

（※）訪問系サービスの従事に当たっては、実務経験が1年以上ある外国人介護人材を原則とする。

## 今後の対応

受入事業者に対しては、ハラスメント防止のために、対応マニュアルの作成や管理者等の役割の明確化、ハラスメントが発生した場合のルール整備、利用者や家族等に対する周知、ハラスメントが実際に起こった場合の当該ルールの実行、外国人介護人材が相談できる窓口を整備することなどについて遵守を求め、適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めることとする。

ご指摘のようなトラブルが生じた場合には、受入事業者が訪問先の変更など外国人介護人材に対する適切な配慮を行う。国においても、JICWELSに設置された母国語で対応できる相談窓口について、令和7年度からその体制をより強化し、外国人介護人材からの相談受付や必要な助言を行うための環境整備を進めることとし、さらに、遵守事項については、巡回訪問等実施機関による巡回訪問等を通じて遵守状況を確認していく。

# 特定技能制度の既存の分野別運用方針（工業製品製造業分野）に関する有識者会議の主な御意見

## 委員の御意見

5（2）ア（※）では、「外国人」ではなく、「特定技能外国人」という語を用いており、単に「外国人」ではなく、5（2）イ②においてもどのような立場の「外国人」であるかを明確にした方がよい。

（※）新たに民間団体を設けることを規定する項目

## 委員の御意見

特定技能所属機関は、新設される民間団体へ加入することを通じて間接的に協議会へ加入していることとなるが、わざわざ新設される民間団体をはさむのではなく、新設される民間団体自体を製造業特定技能外国人材受入れ協議会・連絡会とした方がわかりやすいのではないか。また、特定技能所属機関に新たに賃上げ等の取組を行っているかが求められるが、中小企業や零細企業にとっては、対応が難しく協議会に所属できない、所属しても除名されてしまう企業も多いのではないか。

## 委員の御意見

事業者や事業者団体からの会費を徴収し、民間団体で試験問題まで作成するとした場合には、人手不足への対応の必要性のみが重視され、基本方針により求められる技能水準の判定という役割が軽視されるおそれなしとはいえないため、民間団体が実施する取組から試験の作成を除くべき。

## 委員の御意見

事業者にとっては新たな負担が生じることであるので、業界を挙げての適切かつ円滑な外国人材の受入れに向けた取組の重要性を丁寧に説明し、理解を得られるよう努めていただきたい。

## 分野別運用方針の修正

分野別運用方針5（2）イ②（※）に「特定技能外国人の受入れに関するアの団体」と明記。

（※）特定技能所属機関が新設される民間団体に所属することを規定する項目

## 今後の対応

製造業特定技能外国人材受入れ協議会・連絡会は、国が主宰者として強く関わりつつ、産業ごとの実態を踏まえながら特定技能所属機関への要件等のルールづくり等を行う場であることから、今般の民間団体とは別途、引き続き関係省庁等が主体となって設置することが適切。

また、御指摘や特定技能制度の趣旨を踏まえ、賃上げも含め、生産性向上・国内人材確保のための取組実施の具体的な条件を、特定技能所属機関の負担にも留意しながら検討していく。

## 今後の対応

民間団体の設置、事業の実施に当たっては、建設分野での前例を踏まえつつ、団体の登録制度を設け、事業を的確に遂行するために必要な体制の有無を登録前に確認し、登録を受けた者に対する報告徴収・指導を経済産業省が行えるようにする仕組み等を設ける方向で検討している。

## 今後の対応

御指摘を踏まえながら、特定技能所属機関、業界団体等の御理解を得られるよう、丁寧に説明を進めていく。

# 特定技能制度の既存の分野別運用方針（外食業分野）に関する有識者会議の主な御意見

## 委員の御意見

ハラスメント防止措置、被害者の救済措置、所属先の制裁措置を明記していただきたい。詳細に書き込めないというのであれば、ハラスメント防止について、業所管省庁及び業界団体が連携して取り組み、問題が生じた時には真摯に対応するというような趣旨の記載を追加してほしい。

## 委員の御意見

「接待」をさせないため、風営法の許可を受けた旅館・ホテル（受入機関）の入会に当たっては、「接待」をさせないことの誓約書の提出や業務内容の精査など、**分野別協議会が講じる措置についても明記いただきたい。**

## 委員の御意見

脆弱的立場にある特定技能外国人に「接客」の名のもとで「接待」を行わせる事態が生じる懸念を否定しきれないため、制度を悪用・濫用する者が必ず出てくることを前提に制度設計及び運用を行うべき。**分野別運用方針において、風俗営業の用に供する施設として特定された場所における外国人の就労を除外する規程を設けるべき。**

## 委員の御意見

**宿泊・飲食業における人手不足は非常に深刻であり、外国人材受入れのニーズは非常に大きい。**受入機関において、従事が認められない業務（接待）に外国人材に従事させることがないよう徹底することは当然だが、**個々の事業者任せだけでなく、業所管省庁・業界団体のより積極的な役割発揮が不可欠。**

## 分野別運用方針の修正

「特定技能所属機関は、特定技能外国人に対して、風俗営業法第2条第3項に規定する「接待」を行わせないこと。」の後に「なお、その確実な履行を図るため、必要な措置（※）を講じること。」を明記。

（※）具体的には、特定技能所属機関が、特定技能外国人に対して、風俗営業を営む営業所において就労を行わせる場合は、ハラスメント防止のために、マニュアルや相談体制の整備等を求める。

## 今後の対応

旅館・ホテルの中で、風俗営業の用に供する施設・場所を特定し、その場所での特定技能外国人の就労を一律に除外することについては、風俗営業の許可が旅館・ホテル全体を対象として行われる場合があることから困難。このため、分野別運用方針の修正は行わないものの、上段記載の内容に取り組み、制度の適正な運用に努める。

## 今後の対応

農林水産省が設置・運営している食品産業特定技能協議会において、①風営法の許可を受けた旅館・ホテル（受入機関）の入会に当たり、「接待」をさせないこと及び特定技能外国人にマニュアルを作成・使用してハラスメント防止の対応について説明することの誓約書の提出や業務内容の精査、②各種法令・誓約内容に違反が認められた場合の迅速な除名・公表などの措置を行うこととする。さらに、業界団体と連携し、特定技能所属機関におけるマニュアルや相談体制の整備等を行い、安全な労働環境の確保に向けた周知・徹底を図る。